

漁業権漁場で釣りをする場合のお願い

漁業権漁場は、漁業者が生活のために漁業を営む大切な場所です。

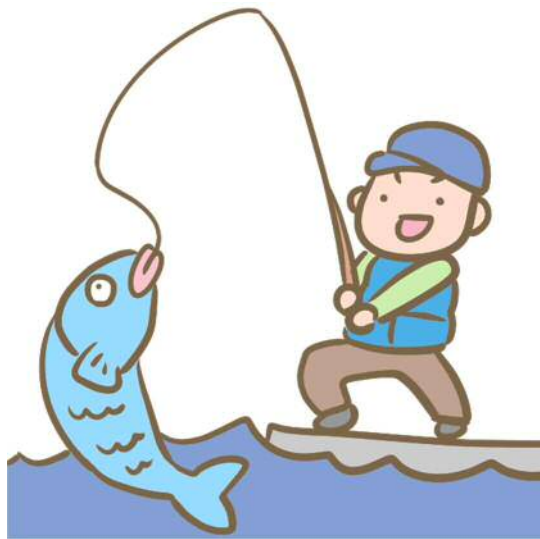
たのしい遊漁のため、次のことを守って下さい。

○漁業操業のじゃまにならないようにして下さい。

○漁具・養殖施設が設置してある場合がありますので、その周辺での釣りは控えて下さい。

また、設置漁具・養殖施設に触れないようにお願いします。

○遊漁者は、つき磯（第三種共同漁業権内）で釣りはできません。



- ・ 漁業権の位置は、海上保安庁の「海しる」を参考にして下さい
（海しる（海洋状況表示システム）：<https://www.msil.go.jp/>）
- ・ 遊漁のルールは愛知県水産課ホームページの「遊漁を楽しむ皆さんへ」をご覧ください。<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/suisan/0000003146.html>

愛知県海面利用協議会（愛知県農業水産局水産課内）

電話 052-954-6460